



大津市公報

平成 27 年 6 月 24 日
号外 (第 43 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

67	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例.....	1
68	大津市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例.....	1
69	大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	6
70	大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	6
71	大津市市民活動センター条例の一部を改正する条例.....	7
72	旧大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	7
73	大津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例.....	8
74	大津市建築基準条例の一部を改正する条例.....	9
75	大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	10

条 例

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。
平成27年 6 月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第67号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。
別表市長の部大津市公設地方卸売市場のあり方検討委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を公布する。
平成27年 6 月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第68号

大津市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

大津市食品衛生法施行条例(平成20年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施設の衛生管理に危害分析・重要管理点方式(食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。)を用いる場合における施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関する基準は、別表第3に定める基準とする。

別表第1施設等の衛生管理の項第1号中「整とん」を「整頓」に改め、同表設備、器具等の衛生管理の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同項第9号中「ふきん」を「布巾」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同表ねずみ族、昆虫等への対策の項第1号中「ふた」を「蓋」に改め、同表食品等の取扱いの項第1号中「当たっては」の次に「適切な管理が行われたものを仕入れ」を加え、同項第8号イ中「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45

号) 第 1 条第 2 項第 7 号」を「食品表示基準 (平成 27 年内閣府令第 10 号) 第 3 条第 2 項の表」に改め、同項中第 10 号から第 13 号までを削り、第 14 号を第 10 号とし、同号の次に次の 3 号を加え、第 15 号を削る。

食品等を入れる器具及び容器包装は、食品等を汚染及び損傷から保護することができるものを使用し、当該器具及び容器包装が再使用できるものである場合は、洗浄及び消毒が容易なものを使用すること。

おう吐物等により汚染された可能性のある食品は廃棄すること。

施設においておう吐した場合は、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

別表第 1 食品等の取扱いの項の次に次のように加える。

記録の作成及び保存	<p>製品の出荷及び販売に当たっては、包装状態、表示等について点検すること、並びにそれらの結果並びに当該製品の出荷先及び出荷量を記録するよう努めること。</p> <p>製品に表示する消費期限又は賞味期限を科学的かつ合理的に設定したことを示す書類の作成に努めること。</p>
検査の実施	<p>飲食店営業のうち仕出し屋、弁当屋、給食及び旅館の営業 (以下「仕出し屋等」と総称する。) にあっては、検査のための原材料及び製品を 48 時間以上保存すること。</p>
情報の提供	<p>製品について、健康被害を防止するために必要な情報を消費者に対し提供するよう努めること。</p> <p>製造等又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害 (医師の診断を受け、当該症状が製造等又は輸入した食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものに限る。) 及び法に違反する食品等に関する情報について、速やかに市長に報告すること。</p> <p>消費者等から、製造等又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、速やかに市長に報告すること。</p>

別表第 2 第 1 項の表食品衛生責任者の設置の項第 1 号中「この表において」を削り、別表第 2 第 1 項の表食品製造従事者等の衛生管理の項第 3 号中「嘔吐」を「おう吐」に改め、別表第 2 第 1 項の表食品製造従事者等の衛生管理の項第 6 号中「着用する」の次に「とともに、汚染区域 (便所を含む。) にはそのまま入らない」を加え、別表第 2 第 1 項の表食品製造従事者等の衛生管理の項第 7 号中「保つこと」の次に「。特に、作業前、用便後及び生鮮の原材料や汚染された材料等を取り扱った後は、十分に手指の洗浄及び消毒を行うとともに、使い捨て手袋を使用する場合はこれを交換すること」を加え、別表第 2 第 2 項の表運搬時の衛生管理の項に次の 1 号を加える。

仕出し屋等は、製品が摂取される予定の時間を考慮し、適切な時間に製品を出荷すること。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 (第 3 条関係)

区分	講ずべき措置の内容
一般事項	<p>日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。</p> <p>施設、設備及び器具について、これらの構造及び材質並びに取り扱う食品等の特性を考慮し、適切な清掃、洗浄、消毒及び殺菌の方法を定めること、並びにそれらを記載した手順書を作成するよう努めること。</p> <p>施設、設備、人的体制等に応じた食品等の取扱いを行い、適切な受注管理を行うこと。</p>
施設等の衛生管理	<p>施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に整理整頓に努め、衛生上支障がないよう清潔に保つこと。</p> <p>作業場には、 unnecessary 物品を置き、又は動物を入れないこと。</p> <p>作業場の天井、内壁及び床は、常に清潔に保つこと。</p> <p>作業場の採光、照明、換気及び通風は、十分に行うこと。</p> <p>作業場の窓及び出入口は、開放しないこと。ただし、ほこり、ねずみ族、昆虫等の侵入を防止する措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>施設及びその周囲の排水溝は、排水がよく行われるよう清掃及び補修を行うこと。</p> <p>便所は、定期的に清掃及び消毒を行い、常に清潔に保つこと。</p>

<p>設備、器具等の衛生管理</p>	<p>洗浄設備は、常に清潔に保つこと。</p> <p>手洗設備は、消毒薬を常に使用できるようにしておく等手指の洗浄が適切にできる状態にしておくこと。</p> <p>器具は、それぞれの使用区分に従って使用すること。</p> <p>器具及び分解した器具の部品は、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。</p> <p>器具は、故障又は破損がある場合は、速やかに修理し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。</p> <p>器具及び分解した器具の部品の洗浄又は消毒に洗浄剤又は消毒剤を使用する場合は、適正なものを適正な濃度及び方法で使用すること。</p> <p>温度計、圧力計その他の計器及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置は、定期的に点検すること、並びにその結果を記録するよう努めること。</p> <p>布巾、包丁、まな板、保護防具等を使用した後は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、及び乾燥させること、並びにこれらのうち食品等に直接触れるものは、汚染の都度十分に洗浄し、及び消毒すること。</p> <p>洗浄剤、殺虫剤、殺菌剤等は、必要に応じて容器に内容物の名称を表示する等その取扱いに十分注意し、食品等への混入を防止すること。</p> <p>清掃用具は、必要に応じて洗浄し、乾燥させ、衛生上支障がない専用の場所に保管すること。</p>
<p>ねずみ族、昆虫等への対策</p>	<p>施設及びその周囲について、ねずみ族、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排気口等の網戸、排水溝の蓋等を設置する等により、ねずみ族、昆虫等の施設内への侵入を防止する措置を講ずること。</p> <p>ねずみ族、昆虫等の生息状況を定期的に調査し、その発生を認めた場合は、直ちに駆除作業を実施すること、及びこれらの結果の記録を 1 年間保存すること。</p> <p>駆除作業に殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品等、器具及び容器包装を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。</p> <p>原材料、製品及び容器包装を保管する場合は、ねずみ族、昆虫等による汚染を防止する措置を講ずること。</p>
<p>廃棄物及び排水の取扱い</p>	<p>廃棄物の保管及び処理の方法を定めること、並びにそれらを定めた手順書の作成に努めること。</p> <p>廃棄物の保管容器は、他の容器と明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭が漏れないようにすること。</p> <p>廃棄物は、衛生上支障がない場所に適切に保管すること。</p> <p>廃棄物及び排水は、適正に処理すること。</p>
<p>衛生管理を実施する班の編成</p>	<p>食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される衛生管理を実施する班を編成すること。</p>
<p>製品説明書及び製造工程一覧図の作成</p>	<p>製品について、原材料等の組成、物理的・化学的性質、殺菌・静菌処理、包装、保存性、保管条件及び流通方法等の安全性に関する必要な事項並びに想定する使用方法、消費者層等を記載した製品説明書を作成すること。</p> <p>製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。</p> <p>製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合は、製造工程一覧図の修正を行うこと。</p>
<p>食品等の取扱い</p>	<p>次に掲げる方法により食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。</p> <p>製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト(以下「危害要因リスト」という。)を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び製品説明書及び製造工程一覧図の作成の項第 1 号に掲げる製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。</p>

	<p>前号の措置により特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。</p> <p>危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めるとともに、重要管理点を定めない場合は、その理由を記載した文書を作成すること。また、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。なお、重要管理点の設定に当たっては、定めようとする重要管理点における管理措置によっては、危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。</p> <p>個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。管理基準は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準であり、温度、時間、水分含量、水素イオン濃度、水分活性、有効塩素等のほか、測定できる指標又は外観及び食感のような官能的指標であること。</p> <p>管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングの方法を設定し、これを十分な頻度で実施するとともに、その担当者及び責任者に当該モニタリングの実施に関する全ての記録に署名させること。</p> <p>モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含む。以下「改善措置」という。）を重要管理点において設定し、適切に実施すること。</p> <p>製品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。</p>
記録の作成及び保存	<p>食品等の取扱いの項第 1 号及び第 2 号の危害分析、同項第 3 号の重要管理点の決定、同項第 4 号の管理基準の決定、同項第 5 号のモニタリング、同項第 6 号の改善措置並びに同項第 7 号の検証について記録を作成し、保存すること。</p> <p>製品の出荷及び販売に当たっては、包装状態、表示等について点検すること、並びにそれらの結果並びに当該製品の出荷先及び出荷量を記録するよう努めること。</p> <p>製品に表示する消費期限又は賞味期限を科学的かつ合理的に設定したことを示す書類の作成に努めること。</p>
検食の実施	<p>仕出し屋等にあつては、検査のための原材料及び製品を 48 時間以上保存すること。</p>
情報の提供	<p>製品について、健康被害を防止するために必要な情報を消費者に対し提供するよう努めること。</p> <p>製造等又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（医師の診断を受け、当該症状が製造等又は輸入した食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものに限る。）及び法に違反する食品等に関する情報について、速やかに市長に報告すること。</p> <p>消費者等から、製造等又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であつて、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、速やかに市長に報告すること。</p>
運搬時の衛生管理	<p>食品等を運搬する車両、コンテナ等は、定期的に清掃し、衛生上支障がないよう清潔に保つこと。</p> <p>食品等と食品等を汚染するおそれのある物品を混載する場合は、当該物品からの汚染を防止する措置を講ずること。</p> <p>運搬中の食品等は、直射日光から遮断し、衛生上支障のない温度及び湿度を保</p>

	<p>ち、並びにほこり、排気ガス等による汚染を防止すること。</p> <p>食品等の運搬に要する時間が必要以上に長時間に及ばないようにすること。</p> <p>仕出し屋等は、製品が摂取される予定の時間を考慮し、適切な時間に製品を出荷すること。</p>
使用する水等の管理	<p>施設で使用する水は、飲用に適する水であること。ただし、飲用に適する水への混入を防止する措置を講じた上で、食品等の衛生に影響を及ぼさない用途に使用する水については、この限りでない。</p> <p>食品等の製造等に水道水以外の水を使用する場合は、年 1 回以上水質検査を行い、当該水質検査の成績書を 1 年間（製造等を行う食品等の賞味期限までの期間が 1 年を超える場合は、当該賞味期限までの期間）保存すること。</p> <p>水質検査の結果、飲用に適さない水であることが判明したときは、直ちにその使用を中止し、市長に報告してその指示に従うこと。</p> <p>貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。</p> <p>食品等の製造等に水道水以外の水を使用する場合において、殺菌装置又は浄化装置を設置したときは、これらの装置を定期的に点検すること、及びその結果を記録するよう努めること。</p>
食品等の回収	<p>食品等の衛生上の問題に起因する健康被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに市長に報告し、当該食品等を回収するよう努めること。</p> <p>前号の規定による食品等の回収に着手したとき、及び回収を終了したときは、速やかに市長に報告するよう努めること。</p> <p>第 1 号の規定による食品等の回収に着手したときは、消費者に対し注意を喚起するため、当該回収に関する情報を速やかに公表するよう努めること。</p> <p>第 1 号の規定による食品等の回収を迅速かつ適切に行うため、食品等の回収方法並びに出荷先その他の関係者への連絡及び市長への報告の手順を定め、それらを記載した書類の作成に努めること。</p> <p>第 1 号の規定により回収した食品等については、廃棄その他の必要な措置を迅速かつ適切に講ずること。</p>
管理運営要領	<p>管理運営要領を定め、その内容について食品製造従事者その他関係者に周知すること。</p> <p>必要に応じて管理運営要領の内容を見直すよう努めること。</p>
食品衛生責任者の設置	<p>営業者は、食品製造従事者のうちから食品衛生責任者を定めること。</p> <p>食品衛生責任者は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 法第 48 条第 6 項各号に掲げる者</p> <p>イ 栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者又は船舶料理士</p> <p>ウ 市長が指定する食品衛生責任者の養成のための講習又はこれと同等以上と認められる講習を修了した者</p> <p>食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生の防止のため、施設の衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき必要な注意をすること、及び営業者に対し必要な意見を述べるよう努めること。</p> <p>営業者は、前号の規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。</p> <p>食品衛生責任者は、食品衛生に関し、市長が適当と認める講習を定期的に受講し、新しい知見の習得に努めること。</p>
食品製造従事者等の衛生管理	<p>食品衛生上必要な健康状態を把握するために、定期的に食品製造従事者に健康診断を受けさせるよう努めること。</p> <p>市長から検便を受けるべき旨の指示があったときは、食品製造従事者に検便を受けさせること。</p> <p>食品製造従事者は、下痢、腹痛、おう吐その他食品を介した感染の原因となる症状を呈しているときは、営業者等に直ちに報告すること。</p> <p>前号の報告を受けた営業者等は、当該報告を行った食品製造従事者を食品等の製造等に従事させないようにし、及び当該食品製造従事者に医師の診断を受けさせること。</p> <p>食品製造従事者その他関係者に対し、食品等の衛生的な取扱いの方法その他食</p>

品衛生上必要な知識に関する教育を行うこと。

食品製造従事者は、作業場内においては、衛生的な作業着、帽子及び専用履物を着用するとともに、汚染区域（便所を含む。）にはそのまま入らないこと。

食品製造従事者は、常に手指を清潔に保つこと。特に、作業前、用便後及び生鮮の原材料や汚染された材料等を取り扱った後は、十分に手指の洗浄及び消毒を行うとともに、使い捨て手袋を使用する場合はこれを交換すること。

食品製造従事者は、作業場外の所定の場所以外で着替え、喫煙、食事その他の食品衛生上支障が生じるおそれがある行為をしないこと。

食品製造従事者以外の者を作業場に立ち入らせる場合は、作業場外の適切な場所で作業場専用の衛生的な衣服に着替えさせ、前 3 号に掲げる事項を遵守させること。

附 則

この条例は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 食品等の取扱いの項第 8 号イの改正規定は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 27 年 6 月 24 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 69 号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例次に掲げる条例の規定中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 52 号）附則第 2 項

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 62 号）第 29 条第 3 項、第 31 条第 3 項、第 44 条第 3 項及び第 47 条第 3 項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 27 年 6 月 24 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 70 号

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 4 号アを次のように改める。

ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 15 号）第 217 条第 1 項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 17 号）第 130 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 16 号）第 203 条第 1 項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が 15 又はその端数を増すごとに 1 以上とすること。

第12条第6項ただし書を次のように改める。

ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

第12条第7項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第22条第3項を次のように改める。

- 3 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、生活相談員を置いていない場合にあっては、主任支援員が前2項に掲げる業務を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市市民活動センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年6月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第71号

大津市市民活動センター条例の一部を改正する条例

大津市市民活動センター条例(平成17年条例第91号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「定める額」の次に「(附属設備については、規則で定める額)」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

- 1 大会議室、中会議室及び小会議室の利用料金の上限額

室 名	利用料金の上限額	
	市民	市民以外の者
大会議室	1時間につき 260円	1時間につき 400円
中会議室	1時間につき 160円	1時間につき 240円
小会議室	1時間につき 110円	1時間につき 160円

備考 営利を目的として大会議室、中会議室又は小会議室を使用する場合の利用料金の上限額は、この表による利用料金の上限額の5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

- 2 スモールオフィスの利用料金の上限額

1区画・1月につき5,160円。ただし、その使用期間が1月に満たない月のスモールオフィスの利用料金の上限額は、日割りによって計算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市市民活動センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

旧大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年6月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第72号

旧大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を

改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成27年条例第59号)附則第2条及び第4条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第100条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防通所介護事業者は、前項ただし書の規定により第1項に掲げる設備を利用して夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供しようとするときは、当該サービスの提供の開始前に、当該サービスの内容を市長に届け出るものとする。

第106条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第106条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当該事故に係る損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護事業者は、第100条第4項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第107条第2項第5号中「次条において準用する第37条第2項」を「前条第2項」に改める。

第108条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に改める。

第116条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第38条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「第6条第2項及び第5項」を「第6条第2項及び第6項」に改め、同項の表中「第6条第5項」を「第6条第6項」に改める。

附則第4条中「第36条から第38条まで(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)」を「第36条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第38条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)」に改める。

附則第5条第1項及び同項の表中「第100条第4項」を「第100条第5項」に改める。

大津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年6月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第73号

大津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

大津市公設地方卸売市場条例 (昭和 63 年条例第 18 号) の一部を次のように改正する。

第 38 条第 4 項第 2 号を次のように改める。

当該取引に係る情報として、当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名 (食肉にあっては、品種及び部位を含む。)、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で市長が規則で定めるものが提供されることが確実であること。

別表第 1 中「額を加えた額」の次に「 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 」を加え、同表卸売場の項及び仲卸売場の項中「の 1,000 分の 3 」を「に 1,000 分の 3 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 」に改め、同表青果保冷库の項中「建物、機械一式につき 982,000 円」を「 1 室につき 163,666 円」に改め、同表バナナ加工所の項中「建物、機械一式につき 777,000 円」を「 1 室につき 64,750 円」に改め、同表備考第 2 項を次のように改める。

2 青果保冷库又はバナナ加工所の 1 室を分割して使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額に、その使用面積の 1 室の総面積に対する割合を乗じて得た額とする。この場合において、その使用面積が 1 平方メートル未満であるときは 1 平方メートルとし、使用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときはその端数を 1 平方メートルとして計算するものとする。

別表第 1 備考第 3 項後段を次のように改める。

この場合において、1 月は 30 日として計算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 27 年 6 月 24 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 74 号

大津市建築基準条例の一部を改正する条例

大津市建築基準条例 (平成 12 年条例第 11 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、市長が建築物の用途、構造、規模及び周囲の状況により安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

第 8 条第 2 項を次のように改める。

2 都市計画区域内における特殊建築物の敷地が路地状の部分のみによって道路に接する場合には、その路地状の部分の幅員は、次の表に掲げる数値以上でなければならない。

敷地の路地状の部分の奥行による区分	必要な幅員
20メートル以下のもの	4メートル
20メートルを超えるもの	6メートル

第 8 条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定は、市長が特殊建築物の用途、構造、規模及び周囲の状況により安全上支障がないと認めるときは、適用しない。

第 9 条中「特殊建築物」の次に「 (第 7 条第 4 号、第 12 号及び第 14 号に掲げるものに限る。) 」を加える。

第 14 条ただし書を次のように改める。

ただし、その主要な建築物が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

耐火建築物若しくは準耐火建築物又は令第 109 条の 2 の 2 に規定する特定避難時間倒壊等防止建築物 (以下「耐火建築物等」という。)

その敷地の周囲に広い空地を有する建築物 (これと同様の状況にある建築物を含む。) であって、安全上及び防火上支障がないと認められるもの

第 16 条中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等」に、「令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号」を「令第 112 条第 1 項」に、「技術的基準」を「1 時間準耐火基準 (以下「1 時間準耐火基準」という。) 」に、「令第 112 条第 1 項」を「同項」に改める。

第 19 条第 3 項中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等」に改める。

第 20 条後段中「耐火構造」の次に「又は 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造 (以下「耐火構造等」という。) 」を加え、同条の表中「耐火構造」を「耐火構造等」に改める。

第22条第1項第1号及び第3号並びに第30条中「耐火構造」を「耐火構造等」に改める。

第36条第1項中「改築」の次に「、移転」を加え、同条第2項中「移転」の次に「(同一敷地内におけるものに限る。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 法第3条第2項の規定により第28条の規定の適用を受けない建築物に係るこの条例の施行後の増築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えについては、同条の規定は、適用しない。

第37条及び第38条中「、又は」を「、若しくは」に改め、「造られたもの」の次に「又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年6月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第75号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第4条の3を第4条の4とし、第4条の2の次に次の1条を加える。

第4条の3 前2条に定めるもののほか、水道事業に関する基本方針及び計画の策定その他の水道事業の経営に関する重要事項について調査審議させるため、大津市水道事業経営検討委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから公営企業管理者が委嘱する。

学識経験を有する者

消費者団体から選出された者

商工関係団体から選出された者

関係行政機関から選出された者

公営企業管理者が行う委員の公募に応募した市民

4 前項第5号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、公募によらず、市民のうちから委員を委嘱し、又は同号に掲げる者のうちから委員を委嘱しないことができる。

5 委員に対する報酬及び費用弁償については、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営その他必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。